



中東情勢の変化を受けた スライド条項適用について

建設管理課 建設DX担当



スライド条項

スライド条項とは

工事の契約期間中に「賃金水準（作業員等の労働単価など）」や「物価水準（資材価格など）」が変動したことによって、当初の「請負代金額（契約金額）」が不適当となった場合に、受注者（工事を請け負った企業）からの請求によって、契約金額の変更（増額または減額）を可能とする制度です。

〔事象〕 賃金・物価の変動（工事期間中）



〔結果〕 当初の契約金額が実態に合わなくなる



〔対応〕 受注者の請求により 契約金額を変更（増・減）

スライド条項

なぜ、スライドを行うのか

物価や賃金の変動リスクを発注者と受注者で適切に分担し、
「適正な契約金額の維持」と「円滑な工事の完成」を図るため。

スライド条項の目的

- 適正な価格の維持 : 予期せぬ物価・賃金の変動に対し、契約金額を実態に合わせて見直す
- リスクの適切な分担 : 変動による負担を受注者(企業)だけに負わせず、発注者と公平に分担する
- 工事の円滑な完成 : 企業の経営圧迫を防ぎ、工事の「品質確保」と「円滑な完了」を保証する

スライド条項の種類

1. 全体スライド（徳島県公共工事標準請負契約約款 第26条第1項～第4項）

変動の要因：国内の経済状況の変化に伴う、工事全体の「賃金水準」や「物価水準」の変動

適用条件：契約締結日から12ヶ月が経過していること
変動額が残工事金額の1%を超えること

2. 単品スライド（徳島県公共工事標準請負契約約款 第26条第5項）

変動の要因：特別な要因(原油高騰や為替変動など)による、
特定の主要材料(鋼材・燃料油等)の著しい価格変動

適用条件：対象資材の価格変動額が、対象工事費の「1%」を超えること
1%を超えた超過分を発注者が負担する

本日はこちらを
説明します

3. インフレスライド（徳島県公共工事標準請負契約約款 第26条第6項）

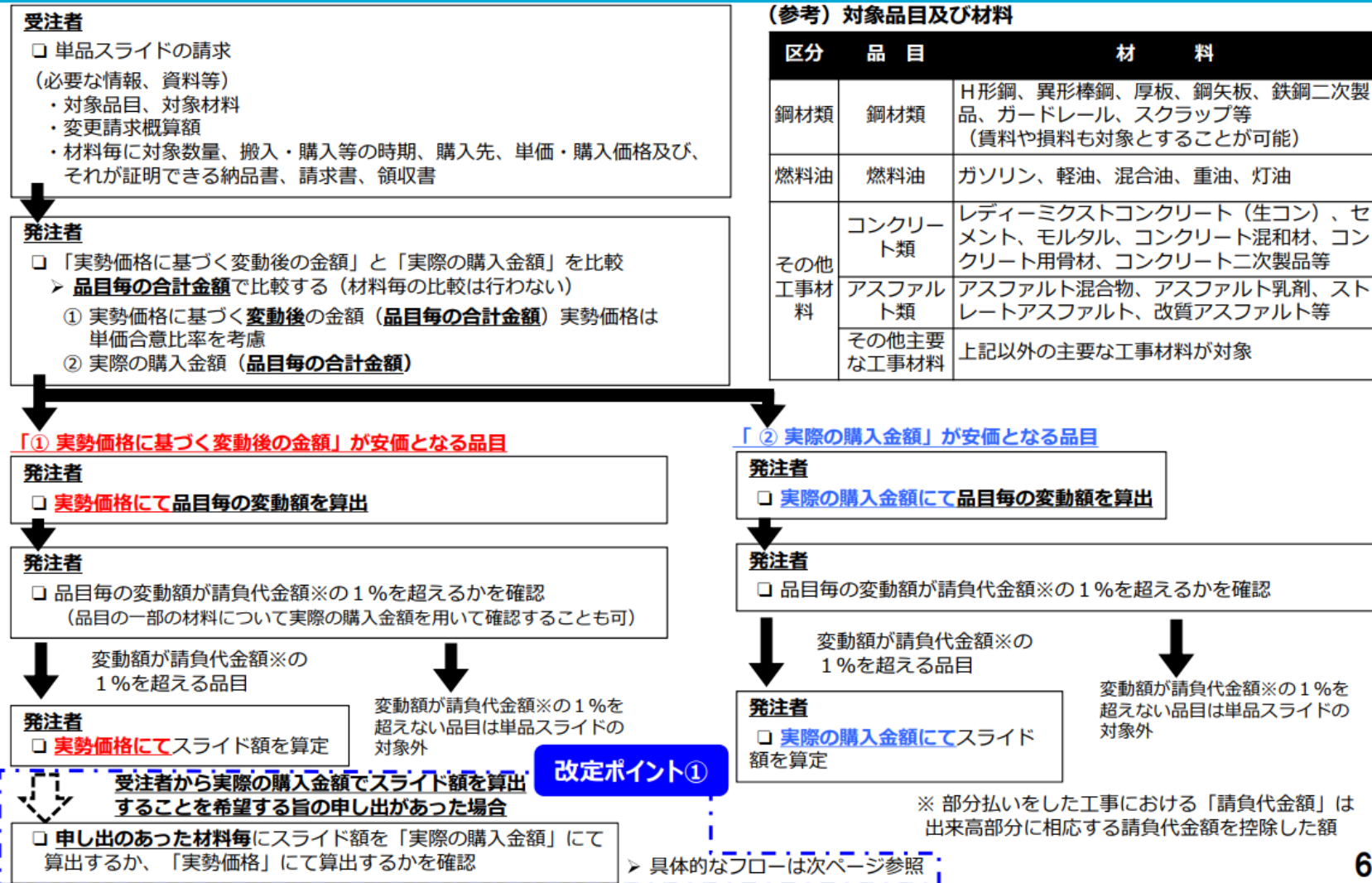
変動の要因：予期できない急激なインフレーション(急激かつ大幅な物価・賃金の上昇)

適用条件：基準日(請求日等)からの残りの工期が「2ヶ月以上」あること
変動額が残工事代金額の1%を超えること

単品スライドの概略フロー

単品スライド額算定の考え方 概略フロー 増額変更の場合の例

国土交通省
【マニュアル67頁「別紙-1」】



受注者 単品スライド請求

発注者 金額の比較

※品目毎の合計金額で比較

①実勢価格に基づく変動後の金額 ※1
②実際の購入金額

※安価となる品目を採用

発注者 品目毎に1%を超えるか確認

※1%を超えない品目は対象外

発注者 スライド額を算定
→ 変更契約へ

※1.現場に搬入された月の物価資料価格

購入金額の確認フロー

(参考資料) 国：単品スライド条項の

運用に関する説明資料



受注者

□ 実際の購入金額でのスライド額算定を希望

- ・対象品目及び対象材料を申出※
- ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※

➢ 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（単価合意比率考慮）」以上となることを受注者にて確認

(補足) 見積りについて

□ 工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする

※単品スライドの請求時にあわせて提出

第1段階

発注者

□ 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>

□ 対象材料ごとに以下を確認

- ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認

➢ 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

実勢価格にて算出

□ 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

第2段階

発注者

□ 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

□ ①が②以内であるかを確認

① 「実際の購入金額の単価」

（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均）

② 「実勢価格の単価（単価合意比率考慮） + 30%

（複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の加重平均 + 30%

□ ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング 等

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の + 30% は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+ 30% を超えても妥当性が確認されれば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

□ ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断

□ ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

受注者

2社以上の見積りを提出

発注者

対象材料毎に確認

第1段階 : 妥当性確認

第2段階 : 乖離程度確認

※実勢価格の単価(単価合意比率考慮)

+30%以内か?

発注者

購入金額の決定

単品スライド条項の対象判断

(参考資料) 国：単品スライド条項の

運用に関する説明資料



1. 単品スライドの対象判断について

「品目毎の変動額」が請負代金額の1%を超えるもの

対象品目の区分に注意！！

請負代金額とは、基本的に「最終的な請負代金額」

既済部分検査実施、支払い完了している場合は請負代金額から控除

×誤った判定事例

(消費税込み)

請負代金額		200,000,000		1%相当	2,000,000
品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
合計		7,500,000	10,200,000	2,700,000	

・品目毎に変動額の合計額を算出していない。

→鋼材類と燃料油で区分が必要。

→燃料油の合計変動額（300,000）が、1%相当額に満たないため、対象外となる。

○正しい判定事例

(消費税込み)

請負代金額		200,000,000		1%相当	2,000,000
品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	

単品スライド条項の対象工事

(参考資料) 国：単品スライド条項の

運用に関する説明資料



1. 対象工事 (徳島県独自に弾力的な運用)

残工期が「**1カ月以上**」※1 あるすべての工事を対象。 ※1.国土交通省は「2カ月以上」

2. 対象品目および材料

区 分	品 目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（ただし、鋼材類には非鉄金属（アルミニウムや鉛など）は含まない）※賃料や損料も対象とすることが可能。
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等（アスファルトを主要材料としたものが対象）
	その他主要な 工事材料	上記以外の <u>主要な工事材料が対象</u> （非鉄金属も対象） ※主要な工事材料か否かは、 <u>工事の種類</u> や <u>請負代金額中に占める資材費の割合</u> 、 <u>その他の要素</u> を考慮して決定する。なお、工場製作品も含む。 ※請求があった材料の中から受発注者間で協議のうえ、品目区分を決定する。

市場単価・土木工事標準単価のうち
材料費を分離できる場合は対象となる。

例えば、【市場単価】の場合

・吹付砕工<モルタル・コンクリート>
→ 材料分離不可

・鉄筋挿入工(ロックボルト)<鉄筋挿入工>
→ 「鋼材類・コンクリート類」の分離可能

単品スライド実施フロー（受注者の購入金額を採用する場合）

徳島県
独自

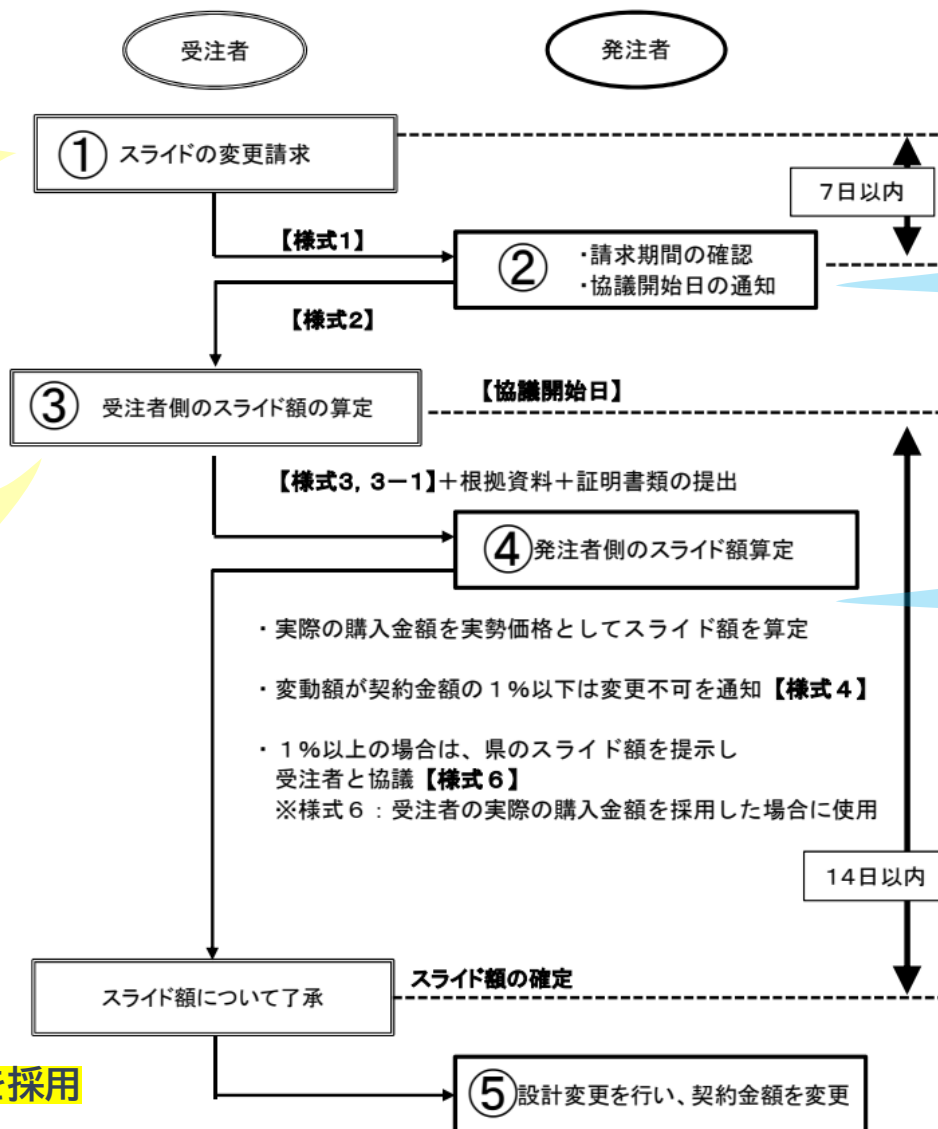
請求期間は工期末の
「1か月前」に緩和

主要資材の価格高騰
(契約金額が不相当とおもわれるとき)
単品スライドの請求「様式1」

様式2を受け、スライド額算定
(変更請求書、計算書)

変更請求書「様式3」
請求額計算書「様式3-1」
証明書類(出荷伝票、納品書など)

R4.7.1適用 単品スライド運用改定より
※スライド額算定は「受注者の購入金額」を採用



請求期間内であれば
協議開始日
を通知
協議開始日通知「様式2」

様式3-1を参考にスライド額を算定
単品スライド額算定表「参考資料」

スライド金額が**変更契約金額**
1%以下 : 変更不可「様式4」
1%超える : 変更協議「様式6」

スライド額を計上した**変更契約実施**
(※精算変更と同時施行可)

例：単品スライドの手続き

受注者

スライドの請求が提出

「様式1」を発注者へ提出

＜例：請求日(R8.7.28)の場合＞

(様式1)

令和 年 月 日

〇〇県土整備事務所 殿

株式会社〇〇〇〇

主要な工事材料の著しい変動に伴う請負代金額の変更請求について

次の工事について、主要な工事材料の著しい変動により請負代金額が不当となったので、徳島県公共工事標準請負契約約款第26条第5項に基づき請負代金額を変更されるよう請求します。

1 工事名	R7〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇道路改良工事
2 路線名等	〇〇〇〇〇線
3 工事箇所	徳島市〇〇〇〇〇
4 契約年月日	令和 8年 4月 1日
5 工期	着工 令和 8年 4月 2日 完成 令和 9年 1月20日

発注者

(確認) 請求期間が工期末の「1か月前」か？

YES

「様式2」により協議開始日を
受注者へ通知

No

原則、対応不可

(様式2)

〇〇第 号
令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇 殿

〇〇県土整備事務所

徳島県公共工事標準請負契約約款第26条第8項に基づく
協議開始日について (通知)

このことについては、次のとおりとします。

1 工事名	R7〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇道路改良工事
2 路線名	〇〇〇〇〇線
3 工事箇所	徳島市〇〇〇〇〇
4 契約年月日	令和 8年 4月 1日
5 工期	着工 令和 8年 4月 2日 完成 令和 9年 1月20日
6 協議開始日	令和 8年 8月 1日

(留意) 7日以内に通知

受注者へ

例：単品スライドの手続き

受注者

実勢価格に基づく
変更後の金額による請求の場合
「様式3」を発注者へ提出

(様式3)

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇 殿

〇〇県土整備事務所

主要な工事材料の著しい変動に伴う請負代金額の
変更請求について（協議）

このことについては、徳島県公共工事標準請負契約約款第26条第5項に基づき、次のとおり協議します。

- 工 事 名 R7〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇道路改良工事
- 路 線 名 等 〇〇〇〇〇線
- 工 事 箇 所 徳島市〇〇〇〇〇
- 契 約 年 月 日 令和 8 年 4 月 1 日
- 工 期 着 工 令和 8 年 4 月 2 日
完 成 令和 9 年 1 月 2 0 日
- 価格変動前の対象材料の金額 ￥ 24,465,000
- 価格変動後の対象材料の金額 ￥ 25,265,000
- 請 求 額 ￥ 353,685

※添付資料 (様式3-1) 請負代金額変更請求額計算書、根拠資料

(様式3-1)

令和 年 月 日

請負代金額変更請求額計算書

(発注者)

殿

受注者

商号又は名称
代表者氏名

標準請負契約約款第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、次のとおりです。

工事名

請負代金額（税込）

52,631,500 円

品 目	規 格	単 位	購入先	購入年月	数量 ①	購入単価 (税抜) ③	購入金額 (税抜) ①×③	当初想定 単価 (税抜) ②	当初想定 金額 (税抜) ①×②	差額 (税抜) ③-②×①	備 考
生コンクリート	18-8-40BB	m3	〇〇	R8.4	200.00	23,300	4,660,000	23,300	4,660,000	0	
生コンクリート	18-8-40BB	m3	〇〇	R8.5	250.00	23,300	5,825,000	23,300	5,825,000	0	
生コンクリート	18-8-40BB	m3	〇〇	R8.6	200.00	23,300	4,660,000	23,300	4,660,000	0	
生コンクリート	18-8-40BB	m3	〇〇	R8.7	200.00	25,300	5,060,000	23,300	4,660,000	400,000	
生コンクリート	18-8-40BB	m3	〇〇	R8.8	200.00	25,300	5,060,000	23,300	4,660,000	400,000	
合 計 (税抜)						25,265,000		24,465,000		800,000	

価格変動後の対象材料の金額 価格変動前の対象材料の金額

差額計(税込)	800,000 × (1 + 0.1)	=	880,000
受注者負担額	52,631,500 × 0.01	=	526,315
請求額 (税込)	880,000 - 526,315	=	353,685

注1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる資料（請求明細書等）を添付の上、監督職員に提出すること。

注2. 対象材料は、品目及び購入月毎にとりまとめるものとする。

例：単品スライドの手続き

発注者

「様式3、3-1、証明書類」受領後、スライド額を確認

【第1段階】 対象材料毎に確認

※対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格

➡ ① **変動後の実勢価格および単価**

※市場取引価格の確認として、2者以上の見積り

➡ ② **実際の購入金額**が最も安価であることを確認

①と②の品目毎の合計金額を比較し、安価となる方にて変動額を算出する。

先ほどの例では、

① **変動後の実勢価格および単価**

$$23,300 \times 650 + 25,300 \times 400 = \mathbf{25,265,000} \text{ (税抜)}$$

② **実際の購入金額**

$$23,500 \times 650 + 25,500 \times 400 = \mathbf{25,265,000} \text{ (税抜)}$$

この場合は
こちらを採用



単品スライド額算定表【**実勢価格（物価資料の価格）を用いる場合**】

契約金額（税込）	部分払分	（契約金額の1%）	設計金額（税込）	落札率	単価適用年月
50,000,000	0	500,000	52,631,500	0.950	2026年2月

資材 1

品目	規格	単位	県の当初単価（税抜）	設計図書の数値	設計数量 （ロス考慮）
生コンクリート	18-8-40BB	m3	23,300	1000	1070
購入月・購入数量は受注者提出の様式3-1を参照				県の積算金額 （税抜） ※落札率考慮	県積算額 との差額 （税抜）
購入月	物価資料の 価格（税抜）	購入数量	実勢価格 （税抜）		
2026年2月	23,300	0	0	0	0
2026年3月	23,300	0	0	0	0
2026年4月	23,300	200	4,660,000	4,427,000	233,000
2026年5月	23,300	250	5,825,000	5,533,750	291,250
2026年6月	23,300	200	4,660,000	4,427,000	233,000
2026年7月	25,300	200	5,060,000	4,427,000	633,000
2026年8月	25,300	200	5,060,000	4,427,000	633,000
			0	0	0
合計		1,050	25,265,000	23,241,750	2,023,250

スライド対象数量			差額合計 （税込）	受注者負担額 （税込）	判定
資材 1	資材 2	資材 3			
1,050	0	0	2,225,575	500,000	可

スライド額（税込）	1,725,575
設計書に計上する金額（税抜）	1,568,705

$$2,225,575 - 500,000 = \mathbf{1,725,575} \text{ (税込)}$$

$$\Rightarrow \mathbf{1,568,705} \text{ (税抜)}$$

例：単品スライドの手続き

発注者

スライド金額が変更後契約金額の1%を超える場合

「様式6」にて受注者と協議

(様式6)

〇〇第 号
令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇 殿

〇〇県土整備事務所

徳島県公共工事標準請負契約約款第26条第5項に基づく
請負代金額の変更について（協議）

令和 年 月 日付けで協議のあった請負代金額の変更については、次のとおり
契約内容を変更したいので協議します。

1 工 事 名 R7〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇道路改良工事
2 路 線 名 〇〇〇〇〇線
3 工 事 箇 所 徳島市〇〇〇〇〇
4 単品スライド後の請負代金額 ¥
5 協議が整わない場合
協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、契約約款第26条
第7項に基づき、当該協議事項を決定し通知したものとする。



受注者との協議後、
スライド額を計上し変更契約を実施

清算変更と単品スライドの変更は
同時に実施も可能。

中東情勢の変化による設計変更について

■中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等に係る運用について

本要領に基づくナフサ由来の材料の価格高騰等に対する措置は
これまで説明してきた〈スライド条項(単品スライド等)〉の対象外となる。
異なる点は、

単品スライド ：**間接費が『対象外』**

材料費を計上し、「単品スライド増額」として対応。
(工事費の1%を差し引いた差額が対象)

ナフサ由来特例 ：**間接費が『対象』**

代替品の調達などの見直しにより「別途調達」が必要となった場合
設計変更の対象として扱い、間接費の対象となる。
(本要領に基づく設計変更は工事請負契約約款26条の対象外)

中東情勢の変化による設計変更について

■ナフサ由来とは

ナフサとは、原油を精製して得られる石油化学製品の基礎原料のこと。

つまり「ナフサ由来の建設資材」とは、プラスチック、合成樹脂、合成ゴム、塗料、接着剤など、いわゆる「石油を原料として作られている化学系・樹脂系の資材全般」を指す。

中東情勢の悪化により原油の流通が滞ることで、直接的に影響を受ける資材のこと。

■ナフサ由来 資材例

塗料・溶剤	： 塗料用シンナー、鉛・クロムフリーさび止めペイント
管材(プラスチック)	： 硬質ビニル管(VP管等の塩ビ管)
防水・目地材	： 建築用シーリング(コーキング材など)
特殊シート	： NATM工法用シート(トンネル工事等で使う防水シート)

■設計変更対象の判断方法

一律に定義することは困難であることから、カタログや成分証明書等による証明ができれば特例措置「設計変更」の協議対象となる。



ご清聴ありがとうございました

